



® 平成 30 年 4 月 25 日 (水)
No. 14676 1部370円(税込み)

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

発行所
一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671
近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971
経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

目次

☆アセアン諸国の知的財産制度

－第9回－ フィリピン(上) …………… (1)

☆注目著作権判例紹介 [87] …………… (11)

アセアン諸国の知的財産制度

－第9回－ フィリピン(上)

日本大学法学部(大学院法学研究科)

教授 加藤 浩

1. はじめに

アセアン諸国では、2015年末にアセアン経済共同体(AEC)が発足して2年が経過し、経済成長が好調に推移している。また、知的財産制度についても整備されてきている。

本稿は、アセアン諸国の知的財産制度について、複数回に分けて紹介するものである。今回は、フィリピンの知的財産制度のうち、特許制度、実用新案

制度、意匠制度を中心に解説する。

2. 総論

フィリピンの知的財産制度は、特許制度、実用新案制度、意匠制度、商標制度、著作権制度を基本としており、これらの法律は、1998年1月1日に施行された知的財産法として一つの法律に体系化されている。1998年1月1日より前は、それぞれの制度

特許業務法人

北斗特許事務所

HOKUTO PATENT ATTORNEYS OFFICE

所長 弁理士 西川 恵清

弁理士 坂口 武
弁理士 田中 康
弁理士 仲石 晴樹
弁理士 水尻 勝久
弁理士 北出 英敏

弁理士 竹尾 由重
弁理士 佐藤 剛
弁理士 木村 豊
弁理士 谷水 慎
弁理士 松永 勉

〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目12番17号 梅田スクエアビル9階

電話 06-6345-7777(代) FAX 06-6344-0777(代)

E-mail: post@hokutopat.com

が別々の法律として規定されていた。

特許制度については、フィリピンが米国の植民地の時代に、米国の特許法が適用されていた。その後、1947年に特許法が改正され、フィリピンに独立した特許制度が導入されたが、この改正法は、当時の米国特許法の影響を受けて、先発明主義が採用され、出願公開をしない制度であった。その後、1998年1月1日に施行された知的財産法において、先発明主義に移行し、公開制度も導入されることになった。

意匠制度は、1947年に導入された。その後、1998年1月1日に施行された知的財産法には意匠権の規定はなかったが、2001年の知的財産法改正において、集積回路の回路配置とともに、意匠権の規定が導入された。

商標制度は、1947年に導入された。当時の商標法は、米国のランハム法の影響で、先使用主義が採用されていた。その後、商標法は、1998年1月1日に施行された知的財産法に体系化されることになった。

フィリピンの著作権制度は、スペインの占領下で、スペインの著作権制度が適用されたことに始まり、1898年からの米国の占領下で、米国の著作権制度が適用されることになった。その後、1924年に米国著作権法の影響を受けて、フィリピンに独立した著作権制度が制定され、1998年1月1日に施行された知的財産法において全面改正された。

そのほか、集積回路の回路配置は、意匠と共に知的財産法（第2部13章：112条～120条）において体系化されている。また、トレードドレス、商品等表示、形態模倣についても、知的財産法（168条）において規定され、原産地表示についても、知的財産法（169条）に規定されている。なお、トレードシークレットについては、知的財産法には明示的な規定はないが、168条によって保護が可能であると解されている。

3. 特許制度（知的財産法）

フィリピンの知的財産法は、2013年3月22日に改正法が施行され、現在に至っている。ここでは、この改正法に基づいて、フィリピンの特許制度について解説する。（以下、括弧書の条文は、特に指示がない場合、フィリピンの知的財産法の条文を示す。）

(1) 保護対象

「人間の活動のすべての分野における課題について、新規であり、進歩性を有し、かつ、産業上

の利用可能性を有するいかなる技術的解決も特許を受けることができる」(21条)と規定されており、「人間の活動のすべての分野における発明」が特許の保護対象とされている。

(2) 特許要件

①産業上利用可能性

特許を受けるためには、産業上の利用可能性を有する発明であることが要件とされている(21条)。具体的には、「いずれかの産業において製造及び使用することができる発明は、産業上の利用可能性があるものとする。」(27条)と規定されている。

②新規性

特許を受けるためには、新規性を有することが要件とされている(21条)。具体的には、「それが先行技術の一部である場合は、新規であるとはみなさない。」(23条)と規定されている。

ここで、「先行技術」とは、「出願日又は優先日の前に世界のいずれかの場所において公衆が利用することができるようにされているすべてのもの」と規定されている(24条(1))。

また、「本法の規定に従って公開され、フィリピンにおいて出願され又は効力を有し、かつ、その出願の出願日又は優先日より前の出願日又は優先日を有する特許出願、実用新案登録又は意匠登録の全内容」(出願人又は発明者が同一ではないことを条件とする。)についても、先行技術とみなされる(24条(2))。

<解説>

フィリピンでは、先願の明細書に記載された発明についても先行技術とみなされて新規性を有しない。なお、日本では、先願の明細書に記載された発明は、新規性の要件ではなく、先願による後願排除効によって特許を受けることができない。

③新規性喪失の例外

出願日又は優先日の前12月の間におけるその出願に含まれている情報の開示は、その開示が次の場合に該当するときは、新規性を喪失したものとはみなされない(25条)。

(a) その開示がその発明者によってなされた場合